○経済産業省告示第百二十九号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年五月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十八年経済産業省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

「電源をいう。）による発電量」を「電源をいう。以下同じ。）に係る電気の量」に、「電気の量を除く。以下同じ。）の」を「電気の量及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量を除く。以下同じ。）に、非化石電源に係る電気に相当するものの量（再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量をいう。）を加算した量の」に改める。

○経済産業省告示第百三十号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第二項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年五月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

「電源をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「電気の量を除く。以下同じ。）の」を「電気の量及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量を除く。以下同じ。）に、非化石電源に係る電気に相当するものの量（再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量をいう。）を加算した量の」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

○国土交通省告示第五百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蒲牟田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線（標柱一号と二号については、平成元年建設省告示第百二十四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱八号と九号については、昭和四十八年建設省告示第千九百三十六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

字狭野　一番六　一号から三号まで

猪之尾国有林

二〇九〇林班　ろ小班　四号から八号まで

宮崎県西諸県郡高原町大字広原

字西大谷　五八二〇番三三　九号から十七号まで

五八二〇番一四一　十八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皇子川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線（標柱一号と二十五号については、平成二十八年国土交通省告示第六百四十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

猪之尾国有林

二〇八五林班　い小班　一号及び二号

に小班　三号から八号まで

ほ小班　九号から十四号まで及び二十三号から二十五号まで

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

字宇津木　五七一二番四八一　十五号

地先道路敷　五七一二番四八一　十六号及び十七号

五七一二番一〇一三　十八号から二十一号まで

五七一二番一〇一四　二十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御池川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第百五十七号で指定した同号四及び昭和五十一年建設省告示第百十号に掲げる土地の区域を除く。）

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

長尾国有林

二〇八三林班　に小班　一号から四号まで

か小班　五号から八号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十九号までを順次結んだ線及び標柱九号と十九号を結んだ線（標柱九号と十九号については、昭和四十三年建設省告示第百五十七号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

長尾国有林

二〇八三林班　と小班　九号から十四号まで

か小班　十五号から十九号まで

○国土交通省告示第五百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御屋敷の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県上田市下室賀

字日影　二七八五番イの一及び二七八五番イの二

二七八五番ロ

二七八六番一から二七八六番三まで

二七九八番イ及び二七九八番ロ

二七九九番

二七九九番一

二八〇〇番

二八〇一番

二八〇二番イ及び二八〇二番ロ

二八〇三番

二八〇四番

二八〇七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県上田市下室賀

字日影　二七九八番ロ　一号

二七九七番一　二号

二七九四番三　三号

二七九三番二　四号

二七九二番　五号

二七九一番　六号

二七八九番イ　七号

字日向山　一四一一番七二　八号